



## フタル酸樹脂エナメル

JIS K 5572 : 2010

(JPMA/JSA)

平成 22 年 12 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 化学製品技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	土肥 義治	独立行政法人理化学研究所
(委員)	井上 進	社団法人日本化学工業協会
	植田 新二	財団法人化学物質評価研究機構
	大石 奈津子	財団法人日本消費者協会
	奥山 通夫	社団法人日本ゴム協会
	笠野 英秋	拓殖大学
	加茂 徹	独立行政法人産業技術総合研究所
	香山 茂	財団法人化学技術戦略推進機構
	高橋 俊哉	社団法人日本塗料工業会
	田和健次	石油連盟
	仲田 正徳	独立行政法人住宅金融支援機構
	橋本 隆	社団法人自動車技術会(日野自動車株式会社)
	堀 友繁	財団法人バイオインダストリー協会
	松永 孝治	日本プラスチック工業連盟
	森川 淳子	東京工業大学

---

主務大臣：経済産業大臣 制定：昭和 26.5.22 改正：平成 22.12.20

官報公示：平成 22.12.20

原案作成者：社団法人日本塗料工業会

(〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 3-12-8 東京塗料会館 TEL 03-3443-2011)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審議部会：日本工業標準調査会 標準部会(部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：化学製品技術専門委員会(委員会長 土肥 義治)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 種類	2
5 品質	2
5.1 品質	2
5.2 ホルムアルデヒド放散等級	3
6 見本品	4
7 試験方法	4
7.1 サンプリング	4
7.2 試験用試料の検分及び調整	4
7.3 試験の一般条件	4
7.4 容器の中の状態	5
7.5 塗装作業性	5
7.6 表面乾燥性	5
7.7 重ね塗り適合性	6
7.8 塗膜の外観	6
7.9 隠蔽率	6
7.10 耐光性	7
7.11 鏡面光沢度（60°）	7
7.12 にじみ	7
7.13 耐屈曲性	8
7.14 引っかき硬度	8
7.15 耐水性	8
7.16 耐酸性	9
7.17 耐揮発油性	10
7.18 加熱残分	10
7.19 塗膜中の鉛の定量	10
7.20 塗膜中のクロムの定量	10
7.21 促進耐候性	10
7.22 屋外暴露耐候性	11
7.23 塗膜からのホルムアルデヒド放散等級	12
8 検査	13
9 表示	13
附属書 A (規定) 塗膜中の鉛の定量	14

ページ

附属書 B (規定) 塗膜中のクロムの定量	16
附属書 C (規定) 耐光性 (水銀ランプ法)	18
附属書 D (規定) フィルムアプリケータ塗装	22
附属書 E (参考) フタル酸樹脂エナメルの試験手順	23
解 説	24

## まえがき

この規格は、工業標準化法第14条によって準用する第12条第1項の規定に基づき、社団法人日本塗料工業会（JPMA）及び財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、JIS K 5572:2008は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権にかかる確認について、責任はもたない。

白 紙

(4)

# フタル酸樹脂エナメル

Phthalic resin enamel

## 1 適用範囲

この規格は、一般機器、建具などの塗装の上塗りに用いるフタル酸樹脂エナメルについて規定する。

**注記** フタル酸樹脂エナメルは、有色の塗装に適する酸化乾燥性の液状塗料で、乾性油変性フタル酸樹脂を主な塗膜形成要素とし、自然乾燥中に、空気酸化によって塗膜を形成するようにしたるものである。フタル酸樹脂エナメルは、乾性油変性フタル酸樹脂を混合炭化水素系溶剤に溶かして作ったワニスに、顔料を分散して作る。

## 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS C 7604** 高圧水銀ランプ－性能規定

**JIS C 7709-1** 電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第1部 口金

**JIS C 7709-2** 電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第2部 受金

**JIS G 3141** 冷間圧延鋼板及び鋼帯

**JIS G 3303** ぶりき及びぶりき原板

**JIS H 4000** アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条

**JIS K 0557** 用水・排水の試験に用いる水

**JIS K 5500** 塗料用語

**JIS K 5600-1-1** 塗料一般試験方法－第1部：通則－第1節：試験一般（条件及び方法）

**JIS K 5600-1-2** 塗料一般試験方法－第1部：通則－第2節：サンプリング

**JIS K 5600-1-3** 塗料一般試験方法－第1部：通則－第3節：試験用試料の検分及び調整

**JIS K 5600-1-4** 塗料一般試験方法－第1部：通則－第4節：試験用標準試験板

**JIS K 5600-1-5** 塗料一般試験方法－第1部：通則－第5節：試験板の塗装（はけ塗り）

**JIS K 5600-1-6** 塗料一般試験方法－第1部：通則－第6節：養生並びに試験の温度及び湿度

**JIS K 5600-1-7** 塗料一般試験方法－第1部：通則－第7節：膜厚

**JIS K 5600-1-8** 塗料一般試験方法－第1部：通則－第8節：見本品

**JIS K 5600-2-2** 塗料一般試験方法－第2部：塗料の性状・安定性－第2節：粘度

**JIS K 5600-3-2** 塗料一般試験方法－第3部：塗膜の形成機能－第2節：表面乾燥性（バロチニ法）

**JIS K 5600-4-1** 塗料一般試験方法－第4部：塗膜の視覚特性－第1節：隠ぺい力（淡彩色塗料用）

**JIS K 5600-4-3** 塗料一般試験方法－第4部：塗膜の視覚特性－第3節：色の目視比較

**JIS K 5600-4-7** 塗料一般試験方法－第4部：塗膜の視覚特性－第7節：鏡面光沢度